



薩摩川内市

薩摩川内市甌島地域短期滞在者家賃等補助金のご案内

薩摩川内市では甌島地域の中小企業等の人材確保を図るため、甌島地域の中小企業等が島外から短期的に従業員(短期滞在者)を雇い入れた場合、中小企業等が負担した短期滞在者の滞在に要する家賃及び交通費の一部を補助する制度を設けています。



補助対象者

- 島外から1か月以上3年以内の期限付で、短期滞在者の受け入れを行った甌島地域の中小企業等
※短期滞在者の年齢は50歳未満であること。

補助対象経費・補助金額

1. 家賃補助金

家賃1か月分額の5/10の12か月分
※ただし、月額上限額は甌島地域は1万5千円

2. 交通費

短期滞在者一人当たり、月往復1回の船賃の5/10を受け入れ日から12か月分

申請方法

- ・補助対象となった日から、以下の2回に分けて申請
(1) 6か月経過した翌日から3か月以内 (2) 12か月経過した翌日から3か月以内
※ ただし、短期滞在者が自らの事業に従事した期間が6か月未満、12か月未満の場合、従事した期間の最終日の翌日から3か月以内

申請書類

1. 補助金交付申請書
2. 1箇月以上の事業に従事したことを証する書類
3. 家賃等の払込みを証明する書類(領収書、通帳の写し等)
4. 短期滞在者が島外に住所を有することを証する書類(住民票、運転免許証の写し等)
5. 市税の滞納がない旨の証明書
6. 補助金交付請求書

お問合せ

■薩摩川内市役所 商工政策課 商工・企業支援グループ【TEL(0996)23-5111(内線 4323)】